

杉並区立図書館条例 (昭和 57 年 7 月 1 日条例第 26 号)

杉並区立図書館条例(昭和 25 年 11 月杉並区条例第 10 号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 杉並区に図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十条の規定に基づき、杉並区立図書館(以下「図書館」という。)を次のとおり設置する。

名 称	位 置
杉並区立中央図書館	杉並区荻窪三丁目40番23号
杉並区立永福図書館	杉並区永福四丁目25番7号
杉並区立柿木図書館	杉並区上井草一丁目6番13号
杉並区立高円寺図書館	杉並区高円寺南二丁目36番25号
杉並区立宮前図書館	杉並区宮前五丁目5番27号
杉並区立成田図書館	杉並区成田東三丁目28番5号
杉並区立西荻図書館	杉並区西荻北二丁目33番9号
杉並区立阿佐谷図書館	杉並区阿佐谷北三丁目36番14号
杉並区立南荻窪図書館	杉並区南荻窪一丁目10番2号
杉並区立下井草図書館	杉並区下井草三丁目26番5号
杉並区立高井戸図書館	杉並区高井戸東一丁目28番1号
杉並区立方南図書館	杉並区方南一丁目51番2号
杉並区立今川図書館	杉並区今川四丁目12番10号

(事業)

第2条 図書館は、次の事業を行う。

- (1) 図書館法第3条各号に掲げる事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、杉並区教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認める事業(休館日及び開館時間)

第3条 図書館の休館日及び開館時間は、杉並区教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定める。(利用の制限等)

第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の利用を制限し、又は停止することができる。

- (1) 図書館の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼしたとき。
- (2) 委員会の指示に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故により図書館の利用ができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めたとき。

(損害賠償の義務)

第5条 利用者は、図書館の資料、施設、設備等に損害を与えた場合は、委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(協議会の設置)

第6条 図書館運営における区民の参画を推進し、透明性を確保するとともに、図書館サービスの一層の向上を図るため、図書館法第14条第1項の規定に基づき、杉並区立中央図書館に杉並区立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の組織)

第7条 協議会は、次に掲げる者につき、教育委員会が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者6人以内
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者1人
- (3) 学識経験のある者3人以内
- (4) 区民3人以内

(委員の任期)

第8条 協議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があつたときは、非公開とすることができる。
(指定管理者による管理)

第10条 委員会は、図書館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、図書館の管理の業務のうち次に掲げるもの(以下「管理の業務」という。)を行わせることができる。

- (1) 第2条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 第4条の規定により、同条第1号若しくは第3号に該当するとき、利用者が指定管理者の指示に違反したとき、又は指定管理者が特に必要と認めるときに、図書館の利用を制限し、又は停止すること。
- (3) 図書館の施設及び設備の維持管理(大規模の修繕を除く。)に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務

第10条の2 区議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下この条において「無限責任社員等」という。)となつている法人その他の団体は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

2 区長又は副区長が無限責任社員等となつている法人その他の団体(杉並区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているものを除く。次項において同じ。)は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

3 委員会の教育長若しくは委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員(以下この項において「委員等」という。)が無限責任社員等となつている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

(指定管理者の指定)

第11条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、委員会規則で定める方法によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。
- (2) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。
- (3) 図書館の効用を最大限に発揮するとともに、教育及び文化の発展を図ることができること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会規則で定める基準

(指定管理者の告示)

第12条 委員会は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後(年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後)、委員会規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、委員会に提出しなければならない。

(協定の締結)

第14条 委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 管理の業務の実施及びその報告に関する事項
- (2) 個人情報の取扱いその他の図書館の管理の基準に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和57年10月1日から施行する。
- 2 従前の東京都杉並区立図書館(東京都杉並区立杉並図書館(以下「杉並図書館」という。)を除く。)は、この条例による東京都杉並区立図書館となり、同一性を持って存続するものとする。
- 3 従前の杉並図書館に係る事業は、昭和57年10月1日以後においては東京都杉並区立中央図書館が承継するものとする。
- 4 東京都杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年3月杉並区条例第31号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成19年10月18日条例第37号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成19年教委規則第68号で平成19年12月16日から施行)

附 則(平成23年10月7日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月22日条例第10号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月13日条例第9号)抄

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

11 旧教育長在職期間中は、第10条による改正後の杉並区立図書館条例第10条の2第3項の規定は適用せず、第10条による改正前の杉並区立図書館条例第10条の2第3項の規定は、なおその効力を有する。